

工場立地法の届出について

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場について、生産施設や緑地等の面積の敷地面積に対する割合に関する準則を定めるとともに、新設や変更を行う際等には届出を義務付けています。

本巢市では、市内既存工場の増築等の再設備投資を促進させることにより、地域経済の活性化を図ることを目的に、『本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成31年4月1日施行）』を制定し、緑地面積率等の規定を緩和しています。

届出対象となる工場又は事業場（以下、特定工場）の範囲

業種	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気※・ガス・熱供給業
規模	敷地面積9,000平方メートル以上又は建築面積3,000平方メートル以上

※水力若しくは地熱を動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く。

工場立地に関する準則

○敷地面積に対する生産施設面積率

特定工場が行う業種の区分に応じて、下表のとおり定められています。（国の準則）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	40/100
第3種	窯業・土石製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100

○敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率

特定工場が立地する区分に応じて、下表のとおり定められています。（市の準則）

	準工業地域	工業地域又は産業誘導地区	用途地域以外の地域
緑地面積率	10%以上	5%以上	5%以上
環境施設面積率	15%以上	10%以上	10%以上

※上記以外の区域は国が定める準則が適用されます。

※重複緑地は、それぞれの下限値の50%まで緑地面積に算入可能。

※緑地を含む環境施設は、敷地周辺部に15%以上（工業地域又は産業誘導地区、用途地域以外の地域は10%以上）配置してください。

■届出の手続き

以下の場合に届出が必要です。

届出書類を2部作成し、本巢市役所産業経済課（糸貫分庁舎）に提出してください。

届出種類	内容	届出書類	届出期限
新設	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場を新設する場合 ・敷地面積又は建築面積の増加により特定工場となる場合 ・既存施設の用途変更により特定工場となる場合 	特定工場新設（変更）届出書及び添付書類	工事着工の 90日前 まで ただし、実施制限期間の短縮申請を行う場合は、 30日前 まで
変更	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が増加又は減少する場合 ・建築面積が増加又は減少する場合 ・生産施設面積が増加する場合 ・緑地面積又は環境施設面積が減少する場合 ・製品の変更により生産施設面積率等が変わる場合 		
氏名等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は住所を変更した場合 	氏名（名称、住所）変更届出書	事後、速やかに
承継	<ul style="list-style-type: none"> ・譲り受け、借り受け、相続又は合併により届出者の地位を継承した場合 	特定工場承継届出書	
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・工場を閉鎖する場合 	特定工場廃止届出書	

※届出様式等は下記URLからダウンロードできます。

本巢市公式ホームページ（<https://www.city.motosu.lg.jp/0000000226.html>）

問い合わせ・届出先

本巢市役所産業建設部産業経済課

〒501-0493 本巢市三橋1101番地6（糸貫分庁舎）

TEL：058-323-7756（直通） FAX：058-323-1157

Email：sankei@city.motosu.lg.jp